

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2025 年 6 月 20 日	
山口県知事 様	
提出者	
住 所 山口県下松市大字東豊井794番	
氏 名 株式会社 日立製作所 笠戸事業所	
事業所長 佐川 哲	
電話番号 070-4890-5641	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社日立製作所笠戸事業所
事業場の所在地	山口県下松市大字東豊井794番地
計画期間	2025年4月1日～2026年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	輸送用機械器具製造業
② 事業の規模	54,084 (百万円) 2024年度売上高
③ 従業員数	1,283名 (2024年度末)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	添付資料「別紙1-①、②、③」参照

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

添付資料「別紙3」参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（ 2024 年度）実績】 別添のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類	【入力表】のとおり	
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 使用量の削減		
② 計画	【目標】2025年度計画 別添のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2のとおり	
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 使用量の削減 ・ 有価物化		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性医療廃棄物 →特別管理産業廃棄物保管場所の明確化
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性医療廃棄物 →特別管理産業廃棄物保管場所の明確化

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	該当無し		
			t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	該当無し		
			t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

(第5面)

③ 計画	【目標】2025年度計画 別添のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2の通り	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 使用量の削減 ・ 有価物化		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（ 2024 年度）実績】別添のとおり		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	110 t	
	(今後実施する予定の取組等) ・ 電子マニフェスト導入済み		
※事務処理欄			

備考

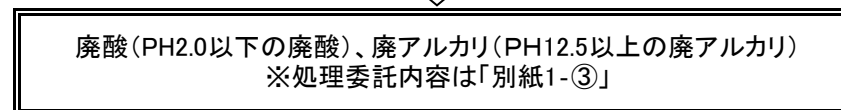
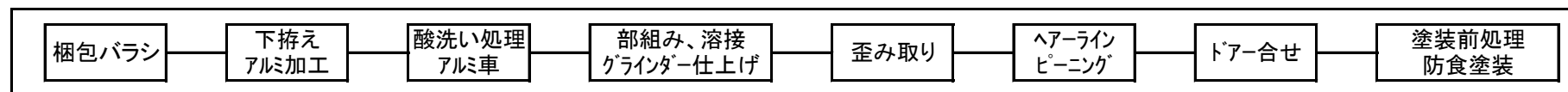
- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

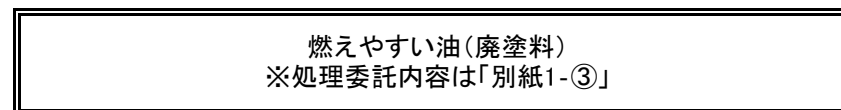
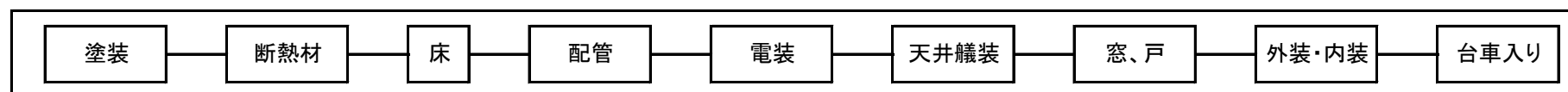
別紙1-①

1. 車両生産本部

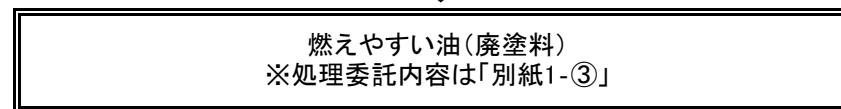
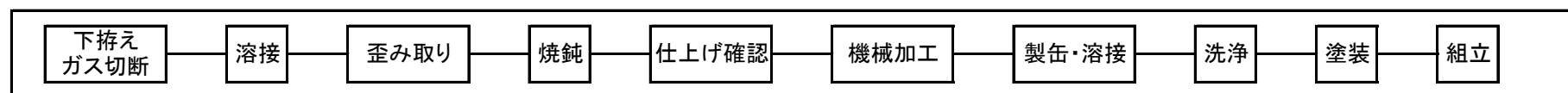
1-1. 車両第一製造部構体課(車両構体製造)



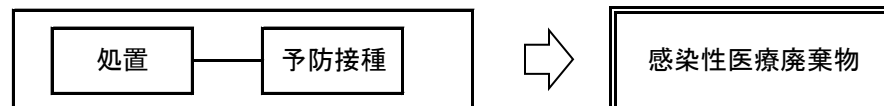
1-2. 車両第二製造部艤装課(車両艤装組立)



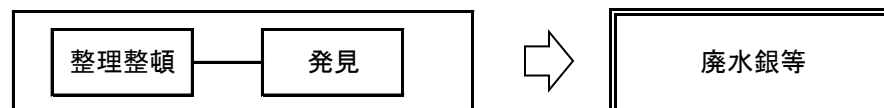
1-3. 車両第一製造部台車課(車両台車組立)



2. 健康管理センタ(診療所として登録)



3. 建屋内の整理整頓



特別産業廃棄物処理委託内容

別紙1-③

区分	廃棄物及び排出物		中間処理	有効利用先
特別管理 産業廃棄物	廃棄物	種類		
	燃えやすい廃油	廃塗料	キルン燃焼	サーマルサイクル→蒸気
	PH2.0以下の廃酸	廃酸	中和・凝集・脱水	マテリアルサイクル→原材料
	PH12.5以上の廃アルカリ	廃アルカリ	中和・凝集・脱水	マテリアルサイクル→原材料
	廃水銀等	金属水銀	洗浄・分解・回収	—
	感染性医療廃棄物	感染性医療廃棄物	熔融	マテリアルサイクル→原材料

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

別紙3

責任及び管理組織図

統括責任者	株式会社日立製作所鉄道笠戸事業所 事業所長
廃棄物担当	組織名:車両生産本部 車両第1製造部 設備・環境課 環境係 職名:環境係 主任 組織人数:3名
環境委員会	環境管理に係る事象を報告・検討する 遵法や環境負荷(水質・大気・廃棄物・エネルギー等)、環境ISOなどに 係る事象を報告・検討する。(月1回 開催) 【主催者】事業所長 【出席者】実務管理責任者、実務責任者 【事務局】設備・環境課 環境係
CN・3R推進分科会	廃棄物削減に取り組む環境ISO推進組織 環境管理実施計画の推進(3ヶ月に一回、定期報告)
特別管理産業廃棄物 管理責任者	法で定められた職務を遂行する
設備・環境課 環境係	①廃棄物処理計画の作成 ②廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ③処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ④産業廃棄物及び特別産業廃棄物管理票の交付・管理 ⑤監督官庁への各種届出報告 ⑥従業員、関連会社に対する教育・啓発 ⑦その他に係る事項
廃棄物管理組織	組織図 <pre> graph TD A[事業所長 (公害防止統括者)] --- B[環境委員会] A --- C[車両第1製造部 部長 (環境管理責任者)] A --- D[CN・3R推進分科会] C --- E[※CN・3R推進分科会事務局兼務 車両第1製造部 設備・環境課※ (特別管理)産業廃棄物 管理責任者] E --- F[1. 車両生産本部 車両第1製造部、車両第2製造部 2. 車両設計本部 3. 車両品質保証部 4. 管理部門 総務部、経理部、調達部、技術部、IT推進部 健康管理センタ (特別管理)産業廃棄物処理責任者] F --- G[健康管理センタ (特別管理)産業廃棄物処理責任者] </pre>

多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画書(補足)(令和7年度計画)

別紙2-2

多量排出事業者 名 称	株式会社日立製作所 笠戸事業所	所在地(市町名)	下松市	事業の種類	送用機械器具製造業
-------------	-----------------	----------	-----	-------	-----------

(単位:トン)																					
区分	種 類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
特別管理産業廃棄物	廃油	87	80									87	80	87	80					87	80
	廃酸	14	10									14	10	14	10						
	廃アルカリ	9	5									9	5	9	5						
	感染性産業廃棄物	0	0									0	0	0	0						
	PCB																				
	PCB汚染物																				
	PCB処理物																				
	廃石綿等																				
	有害産業廃棄物																				
	計 (B)	110	95	0	0	0	0	0	0	0	0	110	95	110	95	0	0	0	0	87	80